

国土交通省関係

公益法人の実務

改訂版



国土交通省関係公益法人の実務 改訂版 定価：2,000円（本体価格1,905円）

平成14年2月 初版発行

平成16年3月 改訂版発行

監 修 国 土 交 通 省 大 臣 官 房 総 務 課

発 行 所 社団法人 建設広報協議会
〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目7番地
(秀和紀尾井町TBRビル)

電話 03(3264)5501 FAX 03(3264)5503

財団法人 運輸政策研究機構
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目18番19号
(虎ノ門マリンビル)

電話 03(5470)8410 FAX 03(5470)8411

発行協力 建設関係公益法人協議会
〒100-0004 東京都千代田区大手町2丁目6番地2号
(日本ビル)

電話 03(3279)8811 FAX 03(3279)8855

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。
落丁・乱丁はお取り替えいたします。

本誌は再生紙を使用しております。

印刷所 ㈱ワコーブラネット

目 次

第1章 関係法令

1. 民法（抜粋）	1
2. 民法施行法（抜粋）	11
3. 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する 政令	14
4. 国土交通大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する 規則	21
5. 国土交通大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督 に関する規則	28

第2章 関係通達等

1. 国土交通大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督等に関する 事務取扱要領	35
・様式1「標準モデル定款」	
・様式2「標準モデル寄付行為」	
・様式3「公益法人設立許可審査結果表」	
2. 国土交通大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する 事務の取扱いについて	69
3. 国土交通大臣の所管に属する公益法人の業務等の検査実施要領	92
・別紙3「公益法人検査報告書」	
4. 休眠法人の整理に関する要綱	114
5. 国土交通大臣の所管に属する公益法人のうち許可認可等の権限 に属する事務を都道府県知事が行う観光の振興を目的とする公 益法人の取扱いについて	135
6. 国土交通大臣の所管に属する公益信託の引受許可審査基準	138
7. 国土交通省における公益法人の指導監督等の充実等について	141
8. 公益法人の外部監査の要請について	161
9. インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて	162

第3章 閣議決定及び申合せ等

1. 公益法人の設立許可について	163
2. 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について	164
・別紙1「公益法人の設立許可及び指導監督基準」	
・別紙2「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」	
3. 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について	174
・別紙「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」	
4. 「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」について	205
5. 休眠法人の整理に関する統一的基準	217
6. 休眠法人の整理に関するモデル要綱	219
7. 公益法人の指導監督体制の充実等について	221
8. インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて	224
9. 公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議の開催について	226
10. 公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会府省連絡会議の開催について	227
11. 公務員制度改革大綱（抄）	228
12. 公務員制度改革大綱に基づく措置について	229
13. 公務員制度改革大綱に基づく公益法人の指導について	231
14. 公益法人会計基準	237

第4章 行政改革関係

1. 行政改革大綱（抜粋）	265
2. 行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針	267
3. 公益法人制度についての問題意識～抜本的改革に向けて～	281
4. 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画	287
5. 「公益法人の改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」の各条における改正の概要	335
6. 公益法人制度の抜本的改革に向けた取り組みについて	336
7. 公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針	337

第5章 その他

中間法人法の概要	341
----------------	-----

1. 民法（抜粋）

（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）

最近改正 平成 15 年 8 月 1 日法律第 138 号

※適宜見出し等を附し、用語には略字等を用いている。

第1編 総則

第2章 法人

第1節 法人ノ設立

〔法人設立の根拠〕

第33条 法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス

〔公益法人の設立〕

第34条 祭祀、宗教、慈善、學術、技芸其他公益ニ関スル社團又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

〔名称の使用制限〕

第34条ノ2 社團法人又ハ財団法人ニ非ザルモノハ其名称中ニ社團法人若クハ財団法人ナル文字又ハ此等ト誤認セシムベキ文字ヲ使用スルコトヲ得ズ

〔営利法人の設立〕

第35条 営利ヲ目的トスル社團ハ商會社設立ノ条件ニ從ヒ之ヲ法人トナスコトヲ得

② 前項ノ社團法人ニハ總テ商會社ニ関スル規定ヲ準用ス

〔外国法人成立の認許〕

第36条 外国法人ハ国、国ノ行政区画及ヒ商會社ヲ除ク外其成立ヲ認許セス但法律又ハ條約ニ依リテ認許セラレタルモノハ此限ニ在ラス

② 前項ノ規定ニ依リテ認許セラレタル外国法人ハ日本ニ成立スル同種ノ者ト同一ノ私權ヲ有ス但外国人カ享有スルコトヲ得サル權利及ヒ法律又ハ條約中ニ特別ノ規定アルモノハ此限ニ在ラス

〔定款の作成〕

第37条 社団法人ノ設立者ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 1 目的
- 2 名称
- 3 事務所
- 4 資産ニ関スル規定
- 5 理事ノ任免ニ関スル規定
- 6 社員タル資格ノ得喪ニ関スル規定

〔定款の変更〕

第38条 社団法人ノ定款ハ総社員ノ4分ノ3以上ノ同意アルトキニ限り之ヲ変更スルコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

- ② 定款ノ変更ハ主務官庁ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其効力ヲ生セス
〔寄附行為〕

第39条 財団法人ノ設立者ハ其設立ヲ目的トスル寄附行為ヲ以テ第37条第1号乃至第5号ニ掲ケタル事項ヲ定ムルコトヲ要ス
〔裁判所による寄附行為の補充〕

第40条 財団法人ノ設立者カ其名称、事務所又ハ理事任免ノ方法ヲ定メシテ死亡シタルトキハ裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ之ヲ定ムルコトヲ要ス
〔贈与及び遺贈に関する規定の準用〕

第41条 生前処分ヲ以テ寄附行為ヲ為ストキハ贈与ニ関スル規定ヲ準用ス
② 遺言ヲ以テ寄附行為ヲ為ストキハ遺贈ニ関スル規定ヲ準用ス
〔寄附財産が法人の財産となる時期〕

第42条 生前処分ヲ以テ寄附行為ヲ為シタルトキハ寄附財産ハ法人設立ノ許可アリタル時ヨリ法人ノ財産ヲ組成ス
② 遺言ヲ以テ寄附行為ヲ為シタルトキハ寄附財産ハ遺言カ効力ヲ生シタル時ヨリ法人ニ帰属シタルモノト看做ス
〔法人の権利能力及び行為能力〕

第43条 法人ハ法令ノ規定ニ従ヒ定款又ハ寄附行為ニ因リテ定マリタル目的ノ範囲内ニ於テ權利ヲ有シ義務ヲ負フ
〔法人の不法行為能力〕

第44条 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償

スル責ニ任ス

- ② 法人ノ目的ノ範囲内ニ在ラサル行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帯シテ其賠償ノ責ニ任ス

〔法人の登記・登記の効力〕

第45条 法人ハ其設立ノ日ヨリ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ2週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ3週間内ニ登記ヲ為スコトヲ要ス

- ② 法人ノ設立ハ其主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ他人ニ対抗スルコトヲ得ス

- ③ 法人設立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其事務所ノ所在地ニ於テハ3週間内ニ登記ヲ為スコトヲ要ス

〔登記事項〕

第46条 登記スヘキ事項左ノ如シ

- 1 目的
- 2 名称
- 3 事務所
- 4 設立許可ノ年月日
- 5 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期
- 6 資産ノ総額
- 7 出資ノ方法ヲ定メタルトキハ其方法
- 8 理事ノ氏名、住所

- ② 前項ニ掲ケタル事項中ニ変更ヲ生シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ2週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ3週間内ニ其登記ヲ為スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ其変更ヲ以テ他人ニ対抗スルコトヲ得ス

- ③ 理事ノ職務ノ執行ヲ停止シ若クハ之ヲ代行スル者ヲ選任スル仮処分又ハ其仮処分ノ変更若クハ取消アリタルトキハ主タル事務所及ビ其他ノ事務所ノ所在地ニ於テ其登記ヲ為スコトヲ要ス此場合ニ於テハ前項後段ノ規定ヲ準用ス

〔官庁の要許可事項の登記をなすべき期間の起算点〕

第47条 第45条第1項及ヒ前条ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項ニシテ官庁ノ許可ヲ要スルモノハ其許可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

〔事務所移転の登記〕

第48条 法人が主たる事務所ヲ移転シタルトキハ2週間内ニ旧所在地ニ於テハ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ第46条第1項ニ定メタル登記ヲ為シ其他ノ事務所ヲ移転シタルトキハ旧所在地ニ於テハ3週間内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ4週間内ニ第46条第1項ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ要ス

- ② 同一ノ登記所ノ管轄区域内ニ於テ事務所ヲ移転シタルトキハ其移転ノミノ登記ヲ為スコトヲ要ス

〔外国法人の登記〕

第49条 第45条第3項、第46条及ヒ前条ノ規定ハ外国法人が日本ニ事務所ヲ設クル場合ニモ亦之ヲ適用ス但外国ニ於テ生シタル事項ニ付テハ其通知ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

- ② 外国法人が始めテ日本ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ為スマテハ他人ハ其法人ノ成立ヲ否認スルコトヲ得

〔法人の住所〕

第50条 法人ノ住所ハ其主たる事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

〔財産目録、社員名簿〕

第51条 法人ハ設立ノ時及ヒ毎年月初ノ3ヶ月内ニ財産目録ヲ作り常ニ之ヲ事務所ニ備ヘ置クコトヲ要ス但特ニ事業年度ヲ設クルモノハ設立ノ時及ヒ其年度ノ終ニ於テ之ヲ作ルコトヲ要ス

- ② 社団法人ハ社員名簿ヲ備ヘ置キ社員ノ変更アル毎ニ之ヲ訂正スルコトヲ要ス

第2節 法人ノ管理

〔理事〕

第52条 法人ニハ1人又ハ数人ノ理事ヲ置クコトヲ要ス

- ② 理事数人アル場合ニ於テ定款又ハ寄附行為ニ別段ノ定ナキトキハ法人ノ事務ハ理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

〔理事の法人代表の権限〕

第53条 理事ハ総テ法人ノ事務ニ付キ法人ヲ代表ス但定款ノ規定又ハ寄附行為ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ス又社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ニ従フコトヲ要ス

〔理事の代表権に加えた制限の効力〕

第54条 理事ノ代表権ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得
ス

〔理事の代表権の委任〕

第55条 理事ハ定款、寄附行為又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限り
特定ノ行為ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得

〔仮理事の選任〕

第56条 理事ノ欠ケタル場合ニ於テ遲滞ノ為メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ
利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ仮理事ヲ選任ス

〔特別代理人の選任〕

第57条 法人ト理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ理事ハ代理権ヲ有セス此場合ニ
於テハ前条ノ規定ニ依リテ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス

〔監事〕

第58条 法人ニハ定款、寄附行為又ハ總會ノ決議ヲ以テ1人又ハ数人ノ監事ヲ置ク
コトヲ得

〔監事の職務〕

第59条 監事ノ職務左ノ如シ

- 1 法人ノ財産ノ状況ヲ監査スルコト
- 2 理事ノ業務執行ノ状況ヲ監査スルコト
- 3 財産ノ状況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ廉アルコトヲ発見シタルトキハ之ヲ
總會又ハ主務官庁ニ報告スルコト
- 4 前号ノ報告ヲ為ス為メ必要アルトキハ總會ヲ招集スルコト

〔通常總會〕

第60条 社団法人ノ理事ハ少クトモ毎年1回社員ノ通常總會ヲ開クコトヲ要ス

〔臨時總會〕

第61条 社団法人ノ理事ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ召集スル
コトヲ得

② 総社員ノ5分ノ1以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ為シタルトキハ
理事ハ臨時總會ヲ招集スルコトヲ要ス但此定数ハ定款ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ
得

〔總會召集の方法〕

第62条 総会ノ招集ハ少クトモ5日前ニ其会議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ從ヒテ之ヲ為スコトヲ要ス

〔総会の権限〕

第63条 社団法人ノ事務ハ定款ヲ以テ理事其他ノ役員ニ委任シタルモノヲ除ク外總テ総会ノ決議ニ依リテ之ヲ行フ

〔総会の決議事項〕

第64条 総会ニ於テハ第 62 条ノ規定ニ依リテ予メ通知ヲ為シタル事項ニ付テノミ決議ヲ為スコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

〔社員の表決権〕

第65条 各社員ノ表決権ハ平等ナルモノトス

② 総会ニ出席セサル社員ハ書面ヲ以テ表決ヲ為シ又ハ代理人ヲ出タスコトヲ得

③ 前2項ノ規定ハ定款ニ別段ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セス

〔社員に表決権のない場合〕

第66条 社団法人ト或社員トノ關係ニ付キ議決ヲ為ス場合ニ於テハ其社員ハ表決権ヲ有セス

〔法人の業務の監督〕

第67条 法人ノ業務ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

② 主務官庁ハ法人ニ対シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

③ 主務官庁ハ何時ニテモ職權ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

第3節 法人ノ解散

〔法人の解散事由〕

第68条 法人ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 1 定款又ハ寄附行為ヲ以テ定メタル解散事由ノ発生
- 2 法人ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能
- 3 破産
- 4 設立許可ノ取消

② 社団法人ハ前項ニ掲ケタル場合ノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 1 総会ノ決議

2 社員ノ欠亡

〔解散の決議の要件〕

第69条 社団法人ハ総社員ノ4分ノ3以上ノ承諾アルニ非サレハ解散ノ決議ヲ為スコトヲ得ス但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

〔法人に対する破産の宣告〕

第70条 法人カ其債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事若クハ債権者ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ破産ノ宣告ヲ為ス

② 前項ノ場合ニ於テ理事ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ要ス

〔設立許可の取消〕

第71条 法人カ其目的以外ノ事業ヲ為シ又ハ設立ノ許可ヲ得タル条件若クハ主務官庁ノ監督上ノ命令ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目的ヲ達スルコト能ハザルトキハ主務官庁ハ其許可ヲ取消スコトヲ得正当ノ事由ナクシテ引續キ3年以上事業ヲ為サザルトキ亦同ジ

〔解散した法人の残余財産の帰属〕

第72条 解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル人ニ帰属ス

② 定款又ハ寄附行為ヲ以テ帰属権利者ヲ指定セス又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メザリシトキハ理事ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ為メニ其財産ヲ処分スルコトヲ得但社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ヲ経ルコトヲ要ス

③ 前2項ノ規定ニ依リテ処分セラレサル財産ハ国库ニ帰属ス

〔清算法人〕

第73条 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範囲内ニ於テハ其清算ノ結了ニ至ルマテ尚ホ存続スルモノト看做ス

〔清算人〕

第74条 法人カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト為ル但定款若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス

〔裁判所による清算人の選任〕

第75条 前条ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ欠ケタル為メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害関係人若クハ検察官ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

〔清算人の解任〕

第76条 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害関係人若クハ検察官ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

〔解散の登記・主務官庁への届出〕

第77条 清算人ハ破産及ビ設立許可ノ取消ノ場合ヲ除ク外解散後主タル事務所ノ所在地ニ於テハ2週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ3週間内ニ其氏名、住所及ヒ解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ為シ且ツ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス

② 清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後主タル事務所ノ所在地ニ於テハ2週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ3週間内ニ其氏名、住所ノ登記ヲ為シ且ツ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス

③ 前項ノ規定ハ設立許可ノ取消ニ因ル解散ノ際ニ就職シタル清算人ニ之ヲ準用ス
〔清算人の職務権限〕

第78条 清算人ノ職務左ノ如シ

- 1 現務ノ結了
- 2 債権ノ取立及ヒ債務ノ弁済
- 3 残余財産ノ引渡

② 清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ為メニ必要ナル一切ノ行為ヲ為スコトヲ得
〔債権者に対する請求申出の催告〕

第79条 清算人ハ其就職ノ日ヨリ2ヵ月内ニ少クトモ3回ノ公告ヲ以テ債権者ニ対シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ為スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ2ヵ月ヲ下ルコトヲ得ス

② 前項ノ公告ニハ債権者カ期間内ニ申出ヲ為ササルトキハ其債権ハ清算ヨリ除斥セラルヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但清算人ハ知レタル債権者ヲ除斥スルコトヲ得ス

③ 清算人ハ知レタル債権者ニハ各別ニ其申出ヲ催告スルコトヲ要ス
〔期間後における請求申出の効力〕

第80条 前条ノ期間後ニ申出テタル債権者ハ法人ノ債務完済ノ後未タ帰属権利者ニ引渡ササル財産ニ対シテノミ請求ヲ為スコトヲ得

〔清算中の破産〕

第81条 清算中ニ法人ノ財産カ其債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナルニ至リタ

ルトキハ清算人ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ為シテ其旨ヲ公告スルコトヲ要ス

② 清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終ハリタルモノトス

③ 本条ノ場合ニ於テ既ニ債権者ニ支払ヒ又ハ帰属権利者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得

〔法人の解散及び清算に対する監督〕

第82条 法人ノ解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ属ス

② 裁判所ハ何時ニテモ職権ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ為スコトヲ得

〔清算終了の届出〕

第83条 清算カ終了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス

第4節 補則

〔主務官庁の権限の委任〕

第83条ノ2 本章ニ定メタル主務官庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其全部又ハ一部ヲ国ニ所属スル行政庁ニ委任スルコトヲ得

〔都道府県が処理する事務等〕

第83条ノ3 本章ニ定メタル主務官庁ノ権限ニ属スル事務ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県ノ知事其他ノ執行機関ニ於テ其全部又ハ一部ヲ処理スルコトトスルコトヲ得

② 前項ノ場合ニ於テ主務官庁ハ政令ノ定ムル所ニ依リ法人ニ対スル監督上ノ命令又ハ設立許可ノ取消ニ付キ都道府県ノ執行機関ニ対シ指示ヲ為スコトヲ得

③ 第1項ノ場合ニ於テ主務官庁ハ都道府県ノ執行機関ガ其事務ヲ処理スルニ当リテ依ルベキ基準ヲ定ムルコトヲ得

④ 主務官庁ガ前項ノ基準ヲ定メタルトキハ之ヲ告示スルコトヲ要ス

第5節 罰則

〔過料〕

第84条 法人ノ理事、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ50万円以下ノ過料ニ処セラル

1 本章ニ定メタル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

2 第51条ノ規定ニ違反シ又ハ財産目録若クハ社員名簿ニ不正ノ記載ヲ為シタ

ルトキ

3 第67条又ハ第82条ノ場合ニ於テ主務官庁、其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁若クハ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関又ハ裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ

3ノ2 主務官庁又ハ其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁若クハ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関ノ監督上ノ命令ニ違反シタルトキ

4 官庁、主務官庁ノ権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関又ハ總會ニ対シ不実ノ申立ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

5 第70条又ハ第81条ノ規定ニ反シ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

6 第79条又ハ第81条ニ定メタル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ

第84条ノ2 第34条ノ2ノ規定ニ違反シタル者ハ10万円以下ノ過料ニ処セラル

2. 民法施行法（抜粋）

（明治 31 年 6 月 21 日法律第 11 号）

最近改正 平成 14 年 7 月 31 日法律第 98 号

第2章 総則編ニ関スル規定

〔民法施行前から独立の財産を有する社団又は財団の法人性〕

第19条 民法施行前ヨリ独立ノ財産ヲ有スル社団又ハ財団ニシテ民法第 34 条ニ掲ケタル目的ヲ有スルモノハ之ヲ法人トス

② 前項ノ法人ノ代表者ハ民法第 37 条又ハ第 39 条ニ掲ケタル事項其他社員又ハ寄附者カ定メタル事項ヲ記載シタル書面ヲ作り民法施行ノ日ヨリ 3 ヶ月内ニ之ヲ主務官庁ニ差出タシ其認可ヲ請フコトヲ要ス此場合ニ於テ主務官庁ハ其書面カ民法其他ノ法令ニ反スルトキ又ハ公益ノ為メ必要ト認ムルトキハ其変更ヲ命スルコトヲ要ス

③ 前項ノ規定ニ從ヒテ認可ヲ得タル書面ハ定款又ハ寄附行為ト同一ノ効力ヲ有ス
〔民法施行前からの法人の登記〕

第20条 法人ノ代表者カ前条第 2 項ノ規定ニ從ヒ主務官庁ノ認可ヲ得タルトキハ 2 週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

1 民法第 46 条第 1 項第 1 号乃至第 3 号及ヒ第 5 号乃至第 8 号ニ掲ケタル事項

2 主務官庁ノ認可ノ年月日

② 前項ノ期間ハ主務官庁ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

③ 第 1 項ノ規定ニ從ヒテ為シタル登記ハ民法第 46 条第 1 項ニ定メタル登記ト同一ノモノト看做ス

〔民法施行前からの法人の財産目録又は社員名簿〕

第21条 第 19 条第 1 項ノ法人カ財産目録又ハ社員名簿ヲ備ヘサルトキハ民法施行ノ後遅滞ナク之ヲ作ルコトヲ要ス

〔認可、登記、財産目録又は社員名簿作成の懈怠と罰則〕

第22条 法人ノ代表者カ前 3 条ノ規定ニ反シ認可ヲ受ケ、登記ヲ為シ又ハ財産目録若クハ社員名簿ヲ作ルコトヲ怠リタルトキハ 5 円以上 2 0 0 円以下ノ過料ニ処セ

ラル

〔民法施行前からの法人の解散命令〕

第23条 第19条第1項ノ法人カ其目的以外ノ事業ヲ為シ又ハ認可ノ条件若クハ主務官庁若クハ其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁若クハ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関ノ監督上ノ命令ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目的ヲ達スルコト能ハザルトキハ主務官庁ハ其解散ヲ命スルコトヲ得正当ノ事由ナクシテ引続キ3年以上事業ヲ為サザルトキ亦同ジ

② 前項ノ規定ニ依ル解散ノ命令ハ民法第77条ノ規定ノ適用ニ付テハ設立許可ノ取消ト看做ス

③ 第1項ニ定メタル主務官庁ノ解散ノ命令ノ権限及ビ前項ノ場合ニ於ケル民法第77条第3項ニ於テ準用スル同条第2項ニ定メタル主務官庁ノ届出ノ受理ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其全部又ハ一部ヲ国ニ所属スル行政庁ニ委任スルコトヲ得

④ 前項ニ定メタル主務官庁ノ権限ニ属スル事務ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県ノ知事其他ノ執行機関ニ於テ其全部又ハ一部ヲ処理スルコトトスルコトヲ得此場合ニ於テハ主務官庁ハ政令ノ定ムル所ニ依リ解散ノ命令ニ付キ其執行機関ニ対シ指示ヲ為スコトヲ得

〔法人登記の公告〕

第24条 民法ノ規定ニ依リ法人ニ関シテ登記シタル事項ハ登記所ニ於テ遅滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

〔設立許可の取消又は解散命令に対する手続〕

第25条 民法第71条又ハ第23条ノ規定ニ依ル処分ヲ為スベキ場合ニ於テ理事ノ欠ケタルトキ又ハ其所在ヲ知ルコト能ハザルトキハ主務官庁(其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁及ビ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関ヲ含ム次条ニ於テ之ニ同ジ)ハ其処分ノ告知ニ代ヘテ其要旨ヲ官報ニ掲載スルコトヲ得

② 前項ノ場合ニ於テハ同項ノ処分ハ官報ノ掲載ヲ為シタル日ヨリ20日ヲ経過シタル時ニ其効力ヲ生ズ

〔登記の嘱託〕

第25条ノ2 前条第 1 項ノ処分ヲ為シタルトキハ主務官庁ハ法人ノ各事務所ノ所在地ノ登記所ニ解散ノ原因及ビ年月日ノ登記ノ囑託ヲ為スベシ

〔清算人がなすべき公告の方法〕

第26条 法人ノ清算人カ民法第 79 条及ヒ第 81 条第 1 項ノ規定ニ依リ為スヘキ公告ハ登記所カ為スヘキ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

〔法人役員の欠格事由〕

第27条 剥奪公権者及ヒ停止公権者ハ法人ノ理事、監事又ハ清算人タルコトヲ得ス